



阿蘇市議会議員一般選挙

投票日は来年1月30日

阿蘇市議会議員一般選挙は、1月23日（日）に告示をし、1月30日（日）に投票を行います。議員定数は、26人から22人となり、4人削減されました。また、今回から旧町村ごとの選挙区制も廃止され、阿蘇市全体から22人の市議会議員の選挙になります。選挙への関心と一票を大切にさせていただくため、選挙のあらましをお知らせします。

選挙運動ができる期間について

選挙運動の期間は、告示日（1月23日）から、投票日前日（1月29日）までです。この期間中、選挙カーなどでの連呼行為や街頭演説ができるのは午前8時から午後8時までです。なお、届出が受理される前の選挙運動は事前運動といわれ、禁止されています。また、投票日当日の選挙運動も禁止です。

禁止されている選挙運動（主なもの）

- ①買収 ②戸別訪問 ③飲食物の提供 ④署名運動 ⑤人気投票の公表 ⑥氣勢を張る行為
- ⑦自筆答札のもの以外のあいさつ状（公営ハガキを除く。） ⑧選挙運動放送
- ⑨特定建物・施設（学校や病院等）における演説及び連呼行為

選挙運動をしてはならない者

- ①選挙事務関係者（投票管理者等） ②特定の公務員（警察官、徴税吏員等）
- ③未成年者 ④選挙権・被選挙権を停止されている者

地位を利用して選挙運動をしてはならない者

- ①不在者投票管理者（指定病院等） ②公務員（区長、嘱託員、消防団員等も含む）
- ③教育者



知っておこう！

平成23年1月30日執行
阿蘇市議会議員
一般選挙の選挙権

●転入された方

10月22日までに、転入（届出日が基準）された方は、選挙権がありますが、10月23日以降に転入された方には選挙権はありません。

●転出された方

転出された時点で市の選挙については選挙権がありません。再度転入されても3ヶ月経過しなければ投票できません。

●転居者（阿蘇市内での異動）

来年1月20日以降に別の投票区へ転居された方は、前の投票区での投票となります。

制度紹介

郵便による 不在者投票

選挙の際、投票所に行くことが困難な重度の障害がある選挙人については、郵便による不在者投票ができます。

上肢又は視覚の障害が身体障害者手帳等で1級の場合は、「代理記載制度」も適用できます。

郵便による投票を行うためには、事前に、名簿登録地の選挙管理委員会委員長から、「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

要件に該当するかの確認や「郵便等投票証明書」の交付を申請される方は、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。